

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	大分市 個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、個人住民税賦課に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和3年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務
②事務の概要	1. 課税準備事務 2. 課税資料受付事務 3. 賦課決定事務 4. 賦課更正事務 5. 調査事務 6. 証明書の交付事務
③システムの名称	個人市民税システム、団体内統合宛名システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム、中間サーバー、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住基システム、証明書コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、33、36、37、38、39、41、46、47、48、52、53、55、61、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144、146、147、150項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市役所 財務部 市民税課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	市民税課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
特になし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市 財務部 市民税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel.:097-537-5729 コンビニ交付サービスに関する問合せ 大分市 財務部 税制課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel.:097-537-5673

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 安部 信喜 情報政策課長 佐藤 善信	市民税課長 安部 信喜 情報政策課長 林 浩一	事後	
平成29年4月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人がいつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事前	
平成29年4月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱数は500人以上かいつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事前	
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人市民税システム、団体内統合宛名システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム、中間サーバー、税総合システム、住登外/宛名システム	個人市民税システム、団体内統合宛名システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム、中間サーバー、共通基盤システム、住登外/宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住基システム	事前	
平成31年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 安部 信喜 情報政策課長 林 浩一	市民税課長 情報政策課長	事後	
令和1年7月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人がいつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和1年9月6日 時点	事前	
令和1年7月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱数は500人以上かいつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和1年9月6日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルの取り扱う事務 ③システムの名称	個人市民税システム、団体内統合宛名システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム、中間サーバー、共通基盤システム、住登外/宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住基システム	個人市民税システム、団体内統合宛名システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム、中間サーバー、共通基盤システム、住登外/宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住基システム、証明書コンビニ交付システム	事後	
令和2年6月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに関する問合せ	大分市 財務部 市民税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel: 097-537-5609	大分市 財務部 市民税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel: 097-537-5729 コンビニ交付サービスに関する問合せ 大分市 財務部 税制課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel: 097-537-5673	事前	
令和2年6月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年9月6日 時点	令和2年6月1日 時点	事前	
令和2年6月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年9月6日 時点	令和2年6月1日 時点	事前	
令和3年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルの取り扱う事務 ③システムの名称	個人市民税システム、団体内統合宛名システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム、中間サーバー、共通基盤システム、住登外/宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住基システム、証明書コンビニ交付システム	個人市民税システム、団体内統合宛名システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム、中間サーバー、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住基システム、証明書コンビニ交付システム	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	事前	事前通知事項

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、33、36、37、38、39、41、46、47、48、52、53、55、61、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144、146、147、150項)	事前	事前通知事項